

高松市病院局測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、測量・建設コンサルタント業務等に係る令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和8年高松市病院局告示第3号。以下「入札参加資格告示」という。）に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格告示第4項の規定による資格審査については、入札参加資格告示第1項各号（第8号を除く。）のいずれにも該当しないことについて行うほか、次項及び第3項に定めるところによる。

2 資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、不適格とする。

- (1) 民事再生手続又は会社更生手続の申立てがなされたとき。
- (2) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (4) 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたと認められるとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、契約履行に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが見られるとき。

3 申請者について次のいずれかに該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

- (1) 資格者名簿への登載日前3年以内に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する行為があったこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であること。

附 則

この審査基準は、令和8年11月16日から施行する。